平成29年7月農業委員会定例会議事録

日時 平成29年7月14日(金)午後1時30分~ 場所 さぬき市役所3階 301・302会議室 議事録署名委員の指名について 日程第1 諸報告 農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号) 日程第2 非農地証明願いについて 日程第3 (会長提出議案第2号~3号) 農地法第4条に基づく申請審議について 日程第4 (会長提出議案第4号) 日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更申請審議について(会長提出議案第5号~9号) 農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第10号~14号) 日程第6 日程第7 農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第15号) 農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号) 日程第8 農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第16号) 日程第9 その他 出席委員 1塚原信雄 2佐藤恭一 3松岡 勝 5半田祐規 6小川義洋 7 芳竹和政 8 石川智治 9 山根義夫 10 小松啓一 11 山津敬治 12 蓮井セツ子 13 行梅義照 14 楠 豊 15 菊川仁美 16 真部徳夫 17 砂川喜久男 18 小林憲一 20 近藤 勉 21 大山博美 22 山田茂樹 23 田中好秋 24 蓮池秋男 25 鈴木登美雄 26 田中健次郎 27 廣瀬良一 28 有馬 守 29 大塚/ブ 子 30 植松文士 31 真部 茂 32 村瀬 昭 33 笠井修一 34 十川隆行 35 寒川 巧 (第 3 小委員長) 36 岩﨑治樹(会長職務代理者) 37 松原俊幸(会長) 欠席委員 4 新田秀雄 19 野﨑正博 藤井浩局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹 事務局 傍聴者 無 ※参考 平成29年7月7日(金) さぬき市農業委員会小委員会

議長 (会長)

では、ご案内を申し上げました平成29年7月農業委員会定例会の定刻がまいりましたので開会致します。九州は大変大きな被害を受けておりまして、死者も出たそうでご冥福をお祈りしたいと思います。また、梅雨も2,3日であけるそうであけると、また、暑くなり日射病にならぬよう皆さん無理をせず、農作業に精をだして、涼しいところで休憩をとりながら作業なさっていただきたいと思います。それでは、議題の進行を始めさせていただきます。本日の出席は37名中35名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。では、議事録署名委員の決定ですが私の方から指名致します。それでは36番岩崎委員さん、14番楠委員さん、両委員さんよろしくお願いします。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局

農地法第18条第6項に基づく通知について、第1号は売買のための解約、使用貸借終了農地返還通知については、第1号から第5号まで借手年金受給のための解約について報告。

議長 (会長)

事務局の報告が終わりました。

では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について会長提出議案第1号 を議題とし一括上程します。 事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第1号は、●●●●●●●●の案件で、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は●●●●●を伴うものです。農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長 (会長)

事務局からの説明が終わりました。本議案につきまして、先日の小委員会で協議していますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川 巧委員

報告申し上げます。去る7月7日小委員会を開催致しました。事務局から説明がありました案件については、現地を確認しておりまして、現在、●●●●が借りて耕作しているところを、●●ということで本申請は妥当かなと思います。

議長 (会長)

小委員長の報告が終わりました。

議案第1号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員

発言なし。

議長 (会長)

それでは、議案第1号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、議案第1号を原案のとおり認めることと致します。

議長(会長) 日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第2号及び第3号を議題と し一括上程致します。事務局の説明を求めます。

事務局 今回の非農地証明案件は2件あり、面積にして3,579㎡4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。

議案第2号は、現状は平成7年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

また、議案第3号は、平成8年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。本議案についても先日の小委員会で現地確認等 を行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川 巧委員 ●●2件、●●1件、それぞれ現地を確認致しました。申請地も含めて周りも山林に囲まれているところでした。それから、●●の件ですが、どこが畑なのか山林化しておりました。畑にもっていくのは難しいのではないかという判断になりました。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議長(会長) 小委員長の報告が終わりました。会長提出議案第2号及び第3号につきまして 質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員発言なし。

議長(会長) それでは、議案第2号及び第3号につきまして、お諮りします。議案第2号及び第3号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長(会長)│それでは、議案第2号及び第3号を原案のとおり認めることと致します。

議長(会長) 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について会長提出議案第4号を議 題とし上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第4条案件は1件あり、面積にして123㎡1筆です。それでは、個別 案件の説明を致します。

> 議案第4号は、農地法施行令及び同法施行規則で周辺状況等により第3種農地 判断です。転用目的は●●●●です。周辺への影響は無いものと判断されます。

申請地は旧●●●の案件で、水利組合、関係団体の調整は整っています。立地 基準及び一般基準を満たしたものと判断されます。

議長(会長) 事務局からの説明が終わりました。

尚、本議案についても先日の小委員会で現地確認等を行っておりますので、小 委員長の報告をお願い致します。

寒川 巧委員 会長提出議案4号についても現地確認致しました。●●●として40年ほど前から無断転用していると、今回、無断転用の是正として出しているので、仕方がないのかなということでよろしくお願い致します。

議長(会長) 小委員長の報告が終わりました。議案第4号につきまして質疑等がありました ら発言を認めます。

全委員質疑なし。

議長(会長) それでは、会長提出議案第4号につきまして、お諮りします。 議案第4号について異議ありませんか。

全委員「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、会長提出議案第4号について、原案のとおり認めることとし香川県 に進達致します。

議長(会長) 日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出 議案第5号から第9号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めま す。

事務局 今回の第5条の事業計画変更案件は5件あり、面積にして3,326㎡8筆です。第5号から第9号まで関連性がありますので、一括で説明させて頂きます。 今回の事業計画変更につきましては、●●●●●●●●●による●●●● (による●●●● (の4ヶ月の工期延長に伴う案件です。工事内容の変更はありません。

議長(会長) 事務局からの説明が終わりました。 尚、本議案についても先日の小委員会で協議を行っておりますので、小委員長 の報告をお願い致します。

寒川 巧委員 本案件につきましても、今、事務局から説明がありましたとおり、工事の遅れ ということ、4ケ月の工事期間の延長の申請です。●●●●●●については、 問題無いかなと思います。本案件は賃借権設定、工事期間借りるということで ございます。以上です。 議長(会長) 小委員長の報告が終わりました。

議案第5号から第9号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

佐藤恭一委員 教えていただきたいのですが、工期延長。マックス、何年までだったら、延長

できるのか。 5条による賃借権設定では。

事務局 今回の延長につきましては、事業主体の変更契約がありまして、その期間に伴 う変更ということで、工事契約に基づいての工期延長となっています。それと、

いつまで可能かということですが、開始から3年以内までなら延長可能という

ことになります。

佐藤恭一委員 事務局の方、ありがとうございました。

議長(会長) それでは、会長提出議案第5号から第9号につきまして、お諮りします。

議案第5号から第9号につきまして異議ありませんか。

全委員「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、会長提出議案第5号から第9号について、原案のとおり認めること

とし香川県に進達致します。

議長(会長) 続きまして、日程第6 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案

第10号から第14号を議題とし一括上程致します。事務局の説明を求めま

す。

れでは、個別案件の説明を致します。

議案第10号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2種農地判断です。転用目的は●●●で、権利は●●●●●●です。一部無 断転用があり併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は 整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請

地は旧●●●です。

議案第11号、第12号、第13号につきましては関連性がありますので、一括でご説明させていただきます。農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺

の状況等から第2種農地判断です。主たる転用目的は●●●●●●●●で、

権利は●●●●●●●です。併せ利用地があります。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。

また、第11号案件はこれに伴う●●●、第13号案件は隣接境界における敷

地造成による●●●●であり無断転用の是正を図るものです。申請地は旧●●

●です。

議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第

2種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●

議長(会長) 事務局次

事務局からの説明が終わりました。尚、本議案についても先日の小委員会で現 地確認等を行っておりますので、小委員長の報告を求めます。

寒川 巧委員

第10号からご報告申し上げます。●●●●●●は、農機具等の刃物関係の需要が多くなっていることから、お客さんなどの車の利用、出入りが多くなり、●●が必要となり転用申請が出てきており、現地を見たら止むを得ないかなと。第11号については、●●●ですが、先ほど事務局からも説明がありましたが、●●●●の転用申請計画に伴う●●で借りるということで、また、周りの環境を見てみますと、●●●●●●●●●●のいかなと。なお、最後の●●●●については、現地を何度も見ておりますが、ポリエチレン関係の品物がたくさんあり、●●●●に一杯置いてあり、●●●●が足りないと。よろしくご審議の程お願い致します。

事務局

小委員長の報告が終わりました。

議案第10号から第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 質疑なし。

議長 (会長)

それでは、議案第10号から第14号につきましてお諮りします。議案第10号から第14号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長 (会長)

それでは、原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長 (会長)

日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第15号を上程 致します。では、事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の6ページをお開きください。会長提出議案15号についてご説明致します。個人が14件、中間管理機構が7件の合計21件となっております。21件の内新規が5件、再設定が16件でございます。21件のうち、賃借権が3件、使用貸借権が18件でございます。賃借権の内訳としまして、現金10,000円が1件、1,500円が2件となっております。期間については、10年が11件、6年が4件、5年が4件、3年が2件となっております。以上です。

議長(会長) 説明が終了致しました。質疑に入ります。

尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑 に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。

全委員質疑なし。

議長(会長) それでは、議案第15号について、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員「異議なし」との声あり。

議長(会長) では、原案のとおり認めることといたします。

議長(会長) それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案と して「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員「異議なし」との声あり。

議長(会長) 暫時、休憩致します。時間は14時20分から再開いたします。 (資料配布)

議長(会長) 再開します。

それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画の承認について」を 追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 今月は、農用地利用配分計画9議案について説明します。貸付先は個人が2件、法人が7件で全て区域内となっており、新規が8件あります。設定する権利等については賃借権が4件、使用貸借権が5件です。期間は10年が6件、6年が2件、3年が1件となっております。利用内容は野菜、水稲が中心となっております。以上です。

議長(会長) 説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

全委員質疑なし。

議長(会長) | 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員「異議なし」との声あり。

議長(会長) |では、原案のとおり承認いたします。

議長(会長) 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第16号を議題と 致します。事務局より説明を求めます。

事務局 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。本案件につきましても先日の小委員会でヒアリングを行っておりますので、小委員長の報告をお願い致します。

寒川 巧委員 報告致します。第3小委員会で●●●●さんのヒアリングを行いました。●● 歳で高齢ですが、たくさんの農地を借りておられて、大丈夫かなと心配しましたが、●●●の農業委員さんから、農業に一生懸命に取り組んでおられ、大丈夫ですという報告から、良いではないでしょうかということからご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

議長(会長) 小委員長の報告が終わりました。議案第16号について質疑等がありましたら 発言認めます。

全委員質疑なし。

議長(会長) それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第16号についてお諮りい たします。異議ありませんか。

議長(会長) 「異議なし」との声あり。

議長(会長) | それでは、原案のとおり承認することと致します。

議長(会長) 本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他で何かありましたら 発言をお願いします。

松岡 勝委員 中間管理機構と農業委員会(農業委員)との連携を密にして欲しい。契約内容 が農業委員会(農業委員)ではまったくわからない。特に草刈関係。親が亡く なって、川の土手や県道法面とか息子さんになると、草刈が出来ていない。中間管理機構との契約内容にはいっていない。地元の農業委員が知らない。

議長(会長)│地元の農業委員さんまで分かるようにして欲しいということですね。

事務局 契約後の報告については、毎月報告させていただいておりますが、事務局の方

におっしゃっていただければ、	農業委員さん、	新たな農業委員さん、	推進委員
さんにはお話できると思っております。			

議長(会長) 他にございませんか。

事務局

先日各地区にお配りしました、「平成30年度農地等利用最適化推進施策等に 関する改善意見」のとりまとめをお願いしたところです。それでは、各地区の 報告をお願いします。

(5 地区報告)

議長 (会長)

以上をもちまして、平成29年7月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

(14時45分閉会)

各議案毎の採決結果 (議長は可否に入らず)

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・34名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長 (議長)

署名委員 14番

署名委員 36番